

## 第 8 4 号議案

市民部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定について

市民部が所管する公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

管理を行わせる施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
とよかわボランティア・市民活動センタープリオ	豊川市諏訪 3 丁目 3 0 0 番地 プリオ 4 階 特定非営利活動法人穂の国 まちづくりネットワーク	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
とよかわボランティア・市民活動センターウィズ	豊川市諏訪 3 丁目 2 4 2 番地 社会福祉法人豊川市社会福 祉協議会	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで